事務連絡

平成２９年７月２６日

岡山市内　指定就労継続支援Ａ型事業所 管理者　様

岡山市保健福祉局事業者指導課長

（　公　印　省　略　）

**指定基準第１９２条に基づく経営改善計画書の作成等について**

平成２９年４月１日、指定就労継続支援Ａ型の適正な運営を図ることを目的に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定基準等が改正されました。

これに伴い、平成２９年６月２日付で本市から通知を送付し、「就労継続支援Ａ型事業所状況調査票」をご提出いただきましたが、その調査結果に応じて、次のとおり適切な対応を行っていただきますようお願いします。

記

**１　経営改善計画書の作成について（指定基準第１９２条）**

　　指定基準第１９２条第２項により、「指定就労継続支援Ａ型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。」とされたことから、本基準を満たさない場合、経営改善計画書（別紙様式２－１、２－２）を作成の上、経営改善を行っていただきます。

　　なお、今後も継続して、経営改善状況等を確認させていただきますので、申し添えます。

* 「就労継続支援Ａ型事業所状況調査票」において、他会計からの充当額がプラスになった事業所は、提出が必要になります。

**２　指定基準に係る取扱い**

　　就労継続支援Ａ型計画、経営改善計画及び運営規程の記載内容に虚偽がある場合等は、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消し又は停止の対象となる場合があります。

**３　上記１の提出先等**

　（１）提出書類

* 指定就労継続支援Ａ型事業所　経営改善計画書（別紙様式２－１）
* 経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等（別紙様式２－２）

※　「就労継続支援Ａ型事業所状況調査票」提出の際、直近の会計年度の就労支援事業別事業活動明細書等を添付していない場合は、今回提出してください。

（２）提出期限　　**平成２９年８月４日（金）**

（３）提出方法

　郵送による提出

（４）提出・問合せ先

**岡山市保健福祉局事業者指導課　障害事業者係**

　　　〒700-0913

　　　岡山市北区大供三丁目１－１８　ＫＳＢ会館４階

　　　TEL　086-212-1015 FAX　086-221-3010

　　 担当：齋藤、秦

**６　その他**

関係資料・様式は、岡山市事業者指導課ホームページにも掲載しています。

<http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00048.html>

＊岡山市事業者指導課ホームページ（★☆障害者・障害児の事業所はこちらからどうぞ☆★）

　→ 就労系サービスに関するお知らせ